

熊本県ロッカー型クリーニング取次所の運用に関する要項

熊本県ロッカー型クリーニング取次所の運用に関する要項を次のように定める。

熊本県ロッカー型クリーニング取次所の運用に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、ロッカー等を利用した洗濯物の受取り及び引渡しについて、「ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて」（昭和61年12月5日付け衛指第227号厚生省生活衛生局指導課長通知）に基づき、施設の構造設備及び設置場所、衛生措置並びにその適正な管理及び運用に関し、必要な事項を明確化することにより、衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、「指定洗濯物」とは、クリーニング業法施行規則第1条各号に規定する洗濯物をいう。

2 この要項で、「ロッカー型クリーニング取次所」とは、利用者が操作するロッカー等にて洗濯物の受取り及び引渡しをする「併設型」及び「独立型」の取次所をいう。

3 この要項で、「併設型」とは、ロッカー型クリーニング取次所のうちクリーニング所に併設したものをいう。

4 この要項で、「独立型」とは、ロッカー型クリーニング取次所のうちクリーニング所に併設していないものをいう。

5 この要項で、「密閉式バッグ等」とは、ロッカー型クリーニング取次所において、洗濯物の受取り及び引渡しのため、利用者が持参し、又は事業者が利用者に配布・貸与する不浸透性の袋等をいう。

(構造設備及び設置場所)

第3条 保健所長は、営業者に対し、ロッカー等を利用した洗濯物の受取り及び引渡しを行う併設型及び独立型の施設の構造設備及び設置場所については、別表第1に定める各事項に適合するよう求めるものとする。

(衛生措置)

第4条 保健所長は、営業者に対し、ロッカー等を利用した洗濯物の受取り及び引渡しを行う併設型及び独立型の施設の衛生措置については、別表第2に定める各事項に適合するよう求めるものとする。

(管理及び運用)

第5条 保健所長は、営業者に対し、ロッカー等を利用した洗濯物の受取り及び引渡しを行う併設型及び独立型の施設の管理及び運用については、別表第3に定める各事項に適合するよう求めるものとする。

附則

- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係（構造設備及び設置場所））

1	堅固な構造であること。
2	各区画は、密閉式構造であり、それぞれ鍵のかかる構造であること。
3	内部が雨、ほこり等により外部から汚染されない構造であること。
4	各区画は、清掃が容易に行える構造であること。
5	衛生上支障がなく、雨のかからない場所に設置すること。
6	管理に支障を及ぼすおそれがない場所に設置すること。

別表第2（第4条関係（衛生措置））

1	洗濯物は、密閉式バッグ等に入れ、受取り及び引渡しをすること。
2	洗濯物は、取次所以外では取り扱わないこと。
3	指定洗濯物は取り扱わないこと。
4	密閉式バッグ等内の洗濯物は、ロッカー型クリーニング取次所では出し入れ等を行わないこと。
5	ロッカー等及び密閉式バッグ等については、定期的に消毒を行う等、衛生上支障のないよう管理すること。
6	営業者及び利用者が、密閉式バッグ等に入れた洗濯物の品名、数量等について把握できるような体制を整えること。

別表第3（第5条関係（管理及び運用））

1	利用方法及び重要事項等について、ロッカー等に掲示する等により事前に利用者に対し説明すること。
2	洗濯物の処理方法等の説明について、利用者に対して、適切に対応できるシステムを構築すること。
3	ロッカー等に苦情の申出先となる連絡先の掲示等を行い、営業時間内は電話等により適切に対応すること。